

設計書						担当者	
件名	勤労者体育センター清掃業務委託【長期継続契約】						
履行場所	勤労者体育センター（酒田市緑町19番15号）						
予算額	円(税込)						
履行期間	令和8年10月1日 ～ 令和11年9月30日						
名称	単位	数量	単価	金額	摘要		
勤労者体育センター清掃（R8年度）10月～3月							
日常清掃	ヶ月	6					
定期清掃							
床ワックス塗布 1月	回	1					
体育室床清掃（水ぶき及びワックス掛け禁止）10月	回	1					
窓ガラス・照明器具・腰壁清掃 11月	回	1					
小計							
消費税及び地方消費税の額 （ 10 % ）							
合計							

名 称	単位	数量	単価	金額	摘要
勤労者体育センター清掃（Ｒ９年度）（Ｒ１０年度）					
日常清掃	ヶ月	12			
定期清掃					
床ワックス塗布 5月・9月・1月	回	3			
体育室床清掃（水ぶき及びワックス掛け禁止）4月・10月	回	2			
窓ガラス・照明器具・腰壁清掃 6月・11月	回	2			
小計					
消費税及び地方消費税の額 （ 10 % ）					
合計					

名 称	単位	数量	単価	金額	摘要
勤労者体育センター清掃（R 1 1 年度）4月～9月					
日常清掃	ヶ月	6			
定期清掃					
床ワックス塗布 5月・9月	回	2			
体育室床清掃（水ぶき及びワックス掛け禁止）4月	回	1			
窓ガラス・照明器具・腰壁清掃 6月	回	1			
小計					
消費税及び地方消費税の額 （ 10 % ）					
合計					

仕 様 書

この仕様書は、清掃業務に必要な事項を定めるものであり、本書に定めのない事項にあっても市が業務遂行上必要があると認めたものについては、業務受託者は契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

- 1 件 名 勤労者体育センター清掃業務委託【長期継続契約】
- 2 契約期間 契約の日から令和11年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 3 委託期間 令和8年10月1日～令和11年9月30日(3年間)
- 4 委託場所 勤労者体育センター(酒田市緑町19番15号)
- 5 委託業務の内容
委託業務の内容は、酒田市勤労者体育センターの清掃業務とする。清掃の具体的内容は、この仕様書及び別紙清掃作業一覧によること。
- 6 作業時間
勤労者体育センターの日常清掃については、閉館日(1月1日～3日、12月29日～31日)を除く毎週火・木・土曜日の、原則として9時から12時までの間に実施することとし、勤労者体育センターの施設利用及び管理業務に支障のないよう能率的に実施すること。
また、定期清掃は、午前9時から午後5時までの間に実施する。
その他、市の判断で臨時に休館若しくは開館する場合がある。
- 7 作業上の留意事項
作業実施に当たっては、衛生、火気の取締りに特に留意するとともに次の事項について十分注意すること。
 - (1) 清掃の共通事項
 - ① 清掃作業中の器物の取扱いは慎重を期し、破損、亡失等の事故防止に努めるとともに、清掃用器材の整理、整頓について常時配慮を怠らないこと。
 - ② 危険な場所の作業には、安全装置を施す等危険防止に努めること。
 - ③ 作業の実施にあたっては、建築物等に損傷を与えないよう十分に注意すること。
 - ④ 洗剤、ワックス、器具等の清掃資材は、それぞれの材質に適した良質良好なものを使用すること。
 - ⑤ 受託者の派遣する職員は、常に清潔な服装で清掃作業に従事すること。
 - (2) 注意事項
 - ① 一般的事項
 - ア 水拭きをおこなうときは常に清潔な水を使用し、汚水による拭き跡が残らないようにすること。
 - イ 塵埃は飛散させないこと。
 - ウ 床、壁、その他の箇所に泥、油脂等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚れは残さないようにすること。
 - エ 紙屑、汚物等は一般廃棄物と産業廃棄物とに区分し、指定された場所に集積すること。
 - オ 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分等を完全に拭き取り、乾燥した後ワックス塗装をし、艶出しをかけること。
 - カ 紙屑等の中に廃棄することが疑わしいと思われる書類又は資材等が混入していた場合は、職員に報告し、指示を受けること。
 - キ 屑入れ及び吸い殻入れは、取り集め、清潔にすること。
 - ② 各部所ごとの清掃
 - ア ロビー、玄関、階段等
 - (ア) ロビー等は、見回りをを行い、清潔にしておくこと。
 - (イ) 手摺り及び扉の取っ手は、乾布で拭くか、又は水拭きするとともに月1回洗剤を用いて清掃すること。
 - イ 便所
便所は、次の事項に留意し、清潔にしておくこと。
 - (ア) 洗面器及び鏡は、洗浄し、その周囲を清掃すること。
 - (イ) 便器は、洗剤で洗浄すること。
 - (ウ) 便器の外側は拭き掃除すること。
 - (エ) トイレトペーパーは、充足しておくこと。ただし、トイレトペーパーの購入はスポーツ振興課が行う。
 - (オ) 各扉及び取手は、水拭きを行うとともに月1回洗剤を用いて清掃すること。
 - (カ) 洗面器、鏡、便器等の拭き掃除に使用するモップは、使用目的ごとに準備し、モップ洗いは、指定の場所以外では行わないこと。

- (キ) 便器に詰まりなどの故障が生じた際には、速やかに除去すること。
- ウ その他
 - (ア) カーペット敷き床は、真空掃除機で土砂やごみを吸い取ること。
 - (イ) 洗面器は洗浄し、鏡、洗面台、棚等はその周辺を含め拭き掃除すること。
 - (ウ) 屑入れは、その中の屑物を取り集めること。
 - (エ) モップ等は、使用目的ごとに準備し、共用しないこと。
 - (オ) ごみ置場の廃棄物を市の指定する場所に収集する。廃棄物収集の時期は市の指示によるものとする。

(3) 定期清掃

- ・ 屋内全部(体育室除く)床洗浄ワックス塗布、陶器タイル床の洗浄、金属部分の研磨 年3回 (5月・9月・1月)
- ・ 体育室床清掃(水ぶき及びワックス掛け禁止) 年2回 (4月・10月)
- ・ 窓ガラス、照明器具、腰壁の清掃 年2回 (6月・11月)

8 受託者の責務

(1) 法令等の遵守

- ① 受託者は業務の遂行にあたって関係法令等を遵守しなければならない。
- ② 独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は市に賠償金を支払い、市は契約を解除することが出来る。

(2) 再委託の禁止

- ① 受託者は受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ② 業務の一部を請け負わせる場合は事前に市の承認を得ることとする。

(3) その他

- ① 受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- ② センターの使用者に影響が出ないように、午前中に業務を終了し得るだけの十分な人員を配置するものとする。
- ③ 従事者の身元、風紀、衛生、作業、規律、安全に関する事項及び労働関係法令上の一切の責任は受託者が責任を負うものとする。
- ④ 従事者が故意又は過失によって建物、機械器具及び備品類等を破損又は亡失したときは、その損害を賠償するものとする。
- ⑤ 毎月業務終了後に、業務日誌を提出するものとする。

9 委託料の支払い

本業務の受託料は3か月ごとの払いとし、市は請求より起算して30日以内に支払うものとする。
なお、落札者のみ金額明細書を提出してください。

10 その他

- (1) 本業務に必要な器具は、受託者が負担するものとする。ただし、消耗品(トイレットペーパー、ゴミ袋等)、光熱水費は市が負担する。
- (2) 市は翌年度以降、予算の減額等により、歳出予算における契約金額の減額、削除された場合は、契約の内容を変更、解除することが出来る。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、市と受託者が協議し定めるものとする。

勤労者体育センター 清掃作業一覧

階数	室名等	床材	面積（㎡）	日常清掃	定期清掃	備考
1 階	体育室	フローリング特殊張（サクラ）	792.00	○	○	日常清掃は、箒で掃く程度で良い
	更衣室（男女）	ビニール床シート貼	25.92	○	○	一部カーペットあり
	足洗い場	モルタル金ゴテ	20.00	○	○	洗面所あり
	トイレ（男・女）	モザイクタイル貼	16.00	○	○	便器等は随時清掃すること トイレットペーパーは市で支給する
	トイレ（身障者）	ビニール床シート貼	4.80	○	○	
	洗面所	ビニール床シート貼	8.10	○	○	
	ホール	ビニール床シート貼	70.65	○	○	
	談話室	ビニール床シート貼	26.10	○	○	
	事務室	ビニール床シート貼	20.30	○	○	
	風除室	磁器質タイル貼	10.00	○	○	
	倉庫	ビニール床シート貼	36.00	○	○	日常清掃は、箒で掃く程度で良い
	面積計		1,029.87			
2階	卓球場	ビニール床シート貼	98.80	○	○	
	トレーニングルーム	ビニール床シート貼	69.20	○	○	
	ホール・階段	ビニール床シート貼	28.00	○	○	
	ギャラリー	ビニール床シート貼	118.80	適宜	○	
	面積計		314.80			

※定期清掃 年3回(体育室以外の床洗浄ワックス塗布、タイル床洗浄等)

※定期清掃 年2回(体育室の床清掃、窓ガラス清掃、照明器具清掃、腰壁清掃)

勤労者体育センター 位置図



